

社会福祉法人 麗 峰 会

沖縄一条園 短期入所生活介護事業所
介護予防短期入所生活介護運営規程

沖縄一条園 短期入所生活介護事業所 介護予防短期入所生活介護運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人麗峰会（以下「本法人」という。）が開設する沖縄一条園短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）において行う指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、生活相談員、介護職員又は看護婦・看護師・准看護婦・准看護師等の看護職員、機能訓練指導員、栄養士、調理員その他の従事者（以下「短期入所生活介護従事者」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたって、短期入所生活介護従事者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター等の地域の保健・医療・福祉サービス関係機関等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- （1）名 称：沖縄一条園短期入所生活介護事業所
- （2）所在地：沖縄県沖縄市与儀3丁目5番10号
- （3）定 員：8名（但し、短期入所生活介護を含む。）

（職員の種類、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の種類、員数及び職務内容は次のとおりとする。但し、職員数は母体となる特別養護老人ホーム沖縄一条園との合計数とする。

（1）管理者（施設長）

ア 管理者1名

本法人理事長の命を受け、施設従事者の管理・指揮命令、入居の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。又、職員の資質向上のために、採用時及び定期的研修を確保するとともに、職員の清潔保持・健康状態についての必要な処置を行う。

（2）施設従事者

ア 医師0.1名（嘱託の非常勤で、週2回2時間程度）

入居者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。

イ 生活相談員2名以上

入居者の生活相談、処遇の企画や実施等を中心とした介護老人福祉施設サービスの業務にあたるとともに、施設に対する介護老人福祉施設入居の申し込みに係る調整を行う。

ウ 介護支援専門員2名以上

他の施設従事者と協力して、入居者の施設サービス計画の作成等を行う。

エ 介護職員40名以上

入居者の日常生活全般にわたる介護業務を中心とした介護老人福祉施設サービスの業務にあたる。

オ 看護職員5名以上

利用者の保健衛生並びに看護業務を中心とした介護老人福祉施設サービスの業務にあたるとともに、職員の保健衛生等に関する業務を行う。

カ 機能訓練指導員1名以上

機能訓練等に関する業務を中心とした介護老人福祉施設サービスの業務にあたる。

キ 栄養士（または管理栄養士）1名以上

入居者の栄養管理を行う。

ク 調理員8名以上

入居者の給食に関する業務を行う。

ケ 事務員4名以上

必要な事務を行う。

(指定介護予防短期入所生活介護の内容、形態及び提供方針等)

第5条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護予防を目的として、要支援者の心身の特性を踏まえ、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練を提供し、これにより利用者の心身機能の維持・改善や利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、利用者又はその家族等の希望等に基づき、当該要支援者が一時的に事業所に入所することで、介護者に代わって介護を提供する。
- (2) 入所の期間は、地域包括支援センターが作成した介護予防サービス計画に基づき、利用者一人ひとりの自立支援に必要とされた日数とする。但し、入所期間の延長が真にやむを得ないものと認める場合には、必要最小限の範囲で延長することができるものとする。
- 2 事業所は、指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の要介護状態の予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。また、次に掲げる具体的方針により指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。
 - (1) 指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、第12条に規定する介護予防短期入所生活介護計画に基づく等、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
 - (2) 短期入所生活介護従事者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧にを行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - (3) 指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。又、管理者は、短期入所生活介護従事者がこれに対応できるよう研修等の機会を確保するものとする。
 - (4) 短期入所生活介護従事者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するよう留意するものとする。特に、痴呆の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるよう努めるものとする。
 - (5) 地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始から終了後に至るまで、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助を行う。
- 3 介護等に当たっては、以下の各号に基づきサービスを提供するものとする。
 - (1) 一週間に2回以上、適切な方法により入浴又は清拭を行う。
 - (2) 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
 - (3) おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつは、適切に取り替える。
 - (4) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮して提供するとともに、自立の支援に配慮し、できるだけ離床を促し食堂にて提供する。
 - (5) 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に留意するとともに、健康保持に努める。
 - (6) 利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を必要に応じて行う。
 - (7) 教養娯楽設備等の活用により、利用者が楽しい日常生活を送る上で必要なレクリエーション行事等を行う。
 - (8) 前各号に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の必要な介護を適切に行う。
- 4 事業所は、指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。
- 5 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の利用申込)

第6条 事業所は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、本規程の概要、短期入所生活介護従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

- 2 事業所は、指定介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合は、利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間を確かめるものとする。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護を利用する者又は地域包括支援センター等は、第1項の同意に基づき、別紙様式1による指定介護予防短期入所生活介護利用申込書を管理者あて提出するものとする。
- 4 管理者は、指定介護予防短期入所生活介護利用申込書を受領後、速やかに利用の要否を決定し、本人又は家族へ連絡するものとする。但し、緊急を要する場合等にあると管理者が認めた者については、利用開始後に申込書を提出しても差し支えないものとする。
- 5 事業所は、正当な理由なく指定介護予防短期入所生活介護の提供を拒まないものとするが、第9条の通常の送迎の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センターへの連絡、適切な他の指定介護予防短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。
- 6 要支援認定の申請が行われていない又は有効期間が終了している等の場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて、地域包括支援センター等との連携を図り、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 7 利用者の事情等により償還払いでの利用となる場合は、その旨説明するとともに、指定介護予防短期入所生活介護の提供を法定受領サービスとして受けるために必要な届出等についての助言・援助を行うものとする。

（指定介護予防短期入所生活介護の利用料等及び支払いの方法）

- 第7条 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の介護報酬に係る利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による介護報酬の告示上の額とし、当該指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受ける者とする。
- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護に係る利用料は、厚生労働大臣が定める基準による介護報酬の告示上の額とするが、利用者の事情等に応じて別途金額を定める場合は、厚生労働大臣が定める基準の額と不合理な差額が生じないように留意するものとする。又、当該利用が償還払いによる利用である場合は、事業所は、提供した指定介護予防短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。
 - 3 前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができるものとする。
 - （1）指定介護予防短期入所生活介護に係る食費（食材料費+調理に係る費用）として
1日1, 445円。（食費内訳：朝食400円、昼食545円、夕食500円）
 - （2）指定介護予防短期入所生活介護に係る滞在費として、1日**915円**
 - （3）事業所が必要に応じて利用者に提供するものを除いた複写物であって、利用者が希望する場合の複写物についての費用として、複写物1枚につき白黒10円、カラー100円。
 - （4）前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用の実費。
 - 4 前3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族の同意を得るものとし、第1項及び第2項については、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けることとする。
 - 5 指定介護予防短期入所生活介護の利用者等は、本法人の定める期日までに、利用料等を現金又は金融機関口座振込又は郵便振替等により納付するものとする。

（利用にあたっての留意事項）

- 第8条 利用者は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活であることを深く認識し、施設の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。
- 2 施設内に許可無く出入りをしない。
 - 3 施設内に許可無く飲食物を持ち込み、飲食をしない。
 - 4 外出などする際は、事前に施設の許可を得、無断で施設を離れないようにする。
 - 5 機能訓練を行う場合は職員の指示・指導に従って行うように心がける。
 - 6 利用者の面会を行う際は、事前に面会予約し、職員の指示に従う。
 - 7 災害時の避難や施設の運営等に出来る限り積極的に協力するよう心がける。

（事故発生時の対応）

第9条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議することとする。

2 利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により、賠償すべき事故等が発生した場合には、できるだけ速やかに損害賠償を行うものとする。ただし、事業所及び施設従事者等の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(非常災害対策)

第10条 管理者は、非常災害に備え、施設の点検整備、避難、救出訓練等を実施する。

- (1) 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の際のある箇所の定期点検。
- (2) 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
- (3) 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。

(虐待防止に向けた体制等)

第11条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。

また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 当園では、身体的拘束等排除及び高齢者虐待防止委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- (2) 身体的拘束等排除及び高齢者虐待防止委員会は、職員への研修の内容、身体的拘束等排除及び虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本身体的拘束等排除及び高齢者虐待防止委員会は、場合により、他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施することもある。
- (3) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに身体的拘束等排除及び高齢者虐待防止委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(身体拘束)

第12条 本事業の提供において、常に利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化せず、拘束しないケアを実施する。

2 本人又は他の利用者の生命・身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずる。

(緊急時等における対応方法)

第13条 短期介護予防入所生活介護従事者等は、指定介護予防短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族及び主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 事業の実施中に天災その他の災害が発生した場合、短期入所生活介護従事者等は本法人防火管理規程に基づきサービス利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第14条 通常の送迎の実施地域は、沖縄市の区域とする。

その他の地域については、相談に応じる。

(衛生管理及び短期入所生活介護従事者等の健康管理等)

第15条 事業所は、指定介護予防短期入所生活介護に使用する用備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に充分留意するものとする。

2 事業所は、**感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めるとともに、**年1回以上(夜勤に従事する者については年2回以上)の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第16条 短期入所生活介護従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。但し、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に当該利用者の心身等の情報を提供するものとする。又、サービス担当者会議など、地域包括支援センター等との連携を図るなど正当な理由が

ある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとする。

- 2 事業者は、短期入所生活介護従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従事者との雇用契約の内容に付するものとする。

(介護予防短期入所生活介護計画書の作成等)

第 17 条 事業所は、指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたって、相当期間以上にわたり継続して入所することが予想される利用者について、介護予防サービス計画が立てられている場合はその計画に基づく等、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて当該サービスの介護予防短期入所生活介護計画を作成し、利用者及び家族に説明する。

- 2 事業所は、介護予防短期入所生活介護計画に記載されたサービスを実施し、その実施状況及び目標の達成状況の記録等を活用して、継続的なサービスの管理・評価を行うものとする。

(サービスの提供記録の記載)

第 18 条 短期入所生活介護従事者は、指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、介護保険法第 41 条第 6 項（第 53 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載するものとする。

(苦情処理)

第 19 条 事業所は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置のほか必要な措置を講じるものとする。

(事業継続計画)

第 20 条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が出来る限り安全にサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(その他)

第 21 条 事業所は、事業所の見やすい場所に、本規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

- 2 事業所は、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。又、介護予防短期入所生活介護計画等その他の指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する記録を整備するとともに、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、理事長が理事会に諮り定める。

附則 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 8 月 1 日 改訂

令和 6 年 3 月 1 日 改訂

令和 6 年 8 月 1 日 改訂